

会 議 録

会議名	第5回 熊本市選挙事務における持ち帰り票事案等に係る調査検討委員会 (第三者委員会)
事務局	熊本市選挙管理委員会事務局
開催日時	令和2年(2020年)7月20日(月)午後3時30分から午後5時まで
開催場所	熊本市役所議会棟2階 議運・理事会室
出席者	<p>1 熊本市選挙事務における持ち帰り票事案等に係る 調査検討委員会(5名)</p> <p>委員長 上野 眞也(熊本大学 名誉教授)</p> <p>委員 小島 勇人(一般社団法人選挙制度実務研究会代表理事、 総務省 管理執行・主権者教育アドバイザー)</p> <p>委員 西村 正一(白山校区自治協議会会長)</p> <p>委員 樋口 雄三(弁護士、熊本市コンプライアンス担当監)</p> <p>委員 竹田 健(熊本県選挙管理委員会事務局)</p> <p>※ 新型コロナウイルス感染症対策として、小島委員はWebでの出席。</p> <p>2 熊本市選挙管理委員会(1名)</p> <p>委員長</p> <p>3 熊本市選挙管理委員会事務局(5名)</p> <p>熊本市選挙管理委員会事務局長ほか4名</p> <p>4 熊本市各区選挙管理委員会事務局(5名)</p> <p>熊本市中央区選挙管理委員会事務局長 熊本市東区選挙管理委員会事務局長 熊本市西区選挙管理委員会事務局書記 熊本市南区選挙管理委員会事務局長 熊本市北区選挙管理委員会事務局長</p>
会議次第	<p>1 開会</p> <p>2 新委員紹介</p> <p>3 報告</p> <p>(1) 第2回定例会(6月市議会)における一般質問及び締めくくり質疑 について 熊本市中央区開票区で発生した投票者数と開票所での投票総数の 不一致に関する再発防止について(答申)関係分</p> <p>4 議題</p> <p>(1) 熊本市で発生した過去の選挙事務ミスのさらなる再発防止策につ いて</p> <p>5 その他</p> <p>6 閉会</p>

審 議 経 過

1 開会

【岡村熊本市選挙管理委員会事務局長】

こんにちは。

定刻となりましたので、ただいまから第5回熊本市選挙事務における持ち帰り票事案等に係る調査検討委員会を開催いたします。

なお、小島委員につきましては、Webでの参加となります。

では、早速次第に沿って進めさせていただきます。

2 新委員紹介

【岡村熊本市選挙管理委員会事務局長】

運営要綱の関係条文を改正し、熊本県選挙管理委員会の方に、今回の審議から委員として加わっていただくこととなりました。

では、委員の御紹介をさせていただきます。

熊本県選挙管理委員会事務局の竹田様でございます。

【竹田委員】

竹田です。どうぞ宜しくお願いいたします。

【岡村熊本市選挙管理委員会事務局長】

宜しくお願いいたします。

なお、委嘱状交付につきましては、机上配付に代えさせていただきます。

これからの議事運営につきましては、上野委員長にお願いいたします。

【上野委員長】

皆さん、こんにちは。

4回目の答申から少し時間が経ちましたけども、検討委員会に課されております2番目の課題について、これからまた御一緒に審議を進めさせていただければと思っております。どうぞ宜しくお願いいたします。

小島先生には、また遠いところから。

机のレイアウト上、視線がきちっと合わないかもしれませんが、どうぞ御遠慮なく必要などところで御発言ください。

【小島委員】

大丈夫です。

【上野委員長】

そうですか。

それでは、本日の次第に沿って進めさせていただこうと思うのですが、まず、報告事項から入って参りたいと思います。

報告事項は一つですが、事務局からお願いします。

3 報告

(1) 第2回定例会（6月市議会）における一般質問及び締めくくり質疑について

熊本市中央区開票区で発生した投票者数と開票所での投票総数の不一致に関する再発防止について（答申）関係分

【岡村熊本市選挙管理委員会事務局長】

3、報告でございます。これからは着座にて報告させていただきます。

令和2年（2020年）第2回定例会（6月市議会）ですが、去る6月9日から24日までの会期16日間にわたって行われました。

5月18日に本委員会から答申いただきました件につきまして、一般質問で御三方の議員、予算決算委員会締めくくり質疑で、お一人の議員から質問がございました。

議員の主張や質問の主なものとして、まず初めに、「第三者委員会のアンケート結果では、職員が選挙事務に従事した動機は『自ら進んで』が25%に留まり、残りは職場の当番・割り当て、市選管からの依頼など消極的な動機であった。今後、職員の意識改革を行うために、どのように取り組んでいくのか」との御質問に、市長が答弁され、抜粋ではございますが、「熊本市の全ての職員は、選挙事務は自らに課せられた重要な任務であるということを自覚するよう、市長として徹底して指導して参りたい。選挙管理委員会に対しては、第三者委員会の答申を踏まえ、今後執行される選挙の前には、必ず選挙事務に関する意識向上研修を開催するなど、すべての職員に選挙事務の重要性を改めて認識させるとともに、責任感と危機意識をもって正確かつ適正な選挙の執行体制の構築を図るよう、強く要望していく」と答えられました。

次に「第三者委員会の答申では、これ以上の説明ができないとなっているが、うやむやにせず、徹底した説明を行うべきではないか」との御質問に、こちらも市長が答弁され、抜粋ではございますが、「調査・検証は、第三者委員会により公平・公正な立場から、可能な限り行われたと伺っている」と、答えられました。

最後に、締めくくり質疑においては、「調査委員会の説明に対し、区選挙管理委員会職

員が誤った説明をしている部分があるが、市選挙管理委員会は最後まで誤りを訂正しなかった。また、答申書の誤植さえ修正していない。マスコミへの聞き取りも、委員は『マスコミは追いやがない』と何もせず諦めてしまっている。今後、過去の件の検証をするために3回も開催される予定だが、引き続き109票の件についても、市職員からの未回収分のアンケートの回収など、まだ、できる事はしていくべきではないか」との御質問に、こちら市長が答弁され、「今回の調査・検証は、第三者委員会により、可能な限り行われたと伺っている。今後の対応については、選挙管理委員会並びに第三者委員会において検討いただくべきものと考えている」と答えられました。

以上が、6月市議会での議員の主張や質問の主なものでございます。

なお、議会終了後の7月6日に、市選管事務局と各区選管事務局で連絡調整会議を開催し、答申いただいた再発防止策の具体的な取組みについても、今後、協議を重ねながら、構築することを確認したところでございます。

以上、報告でございます。

【上野委員長】

ありがとうございました。

6月の市議会での質問と答弁について御報告をいただきました。

第4回でお出ししている答申書についての議員さんからの御意見でございますが、特に答申書の内容が変わるとか、変更があるわけではないのですが、委員の皆様から所感がありましたら、一言ずつでもお言葉をいただければと思います。

小島先生、いかがでしょうか。

【小島委員】

よろしいですか。

市長には、真摯に受け止めていただいたという感じがして、非常に良かったと思います。

市長が答弁されていたように、選挙事務は頼まれ仕事ではなく、自分の仕事だという意識を植え付けていく決意を述べられましたので、非常に良かったかなと思います。

【上野委員長】

ありがとうございます。西村委員いかがでしょうか。

【西村委員】

先ほどの説明のように、開票に携わる皆さんですね、25%が意欲のある人と、これは100%に近いぐらい意欲がある方でないと無理ですね。

はっきりいいますと、ほかの方は嫌々、職務だから仕方がないということで携わったという感じがしますものね。

やっぱり、開票の前、投票の前、ずっと以前に携わる職員の指導というか、何回かやって、十分わかったと、よし頑張るやろうと、もう国家国民のために頑張るぞと、そういう気持ちの人でないと従事させちゃいかんと思います。

そうすれば、間違いも恐らく相当少なくなって、ゼロにはならないかもしれないけれども、こういう109票も足りないというようなことは起きないと思います。

そういうことを幹部の方に考えていただいて、御指導いただくとよかろうと考えます。

【上野委員長】

ありがとうございます。

西村委員はいつも市民の立場で選挙に関わっておられますので、同じ業務として携わる市職員に対する期待を人一倍お持ちなのだろうと伺いました。

では、樋口委員お願いします。

【樋口委員】

先ほどから話が続いております投開票事務に対して、職員さんが25%しか積極的に関わろうという気持ちを持っていないという点ですが、こういう意識の低さを市職員全体の意識を高めれば向上するのではないかということ自体が、ちょっと無理じゃないかなと思います。

というのは、私は別に、人間お金で動くというばかりじゃないと思っていますけれども、しかし、投開票の日というのは一般の公務員から見たら休日ですよ。

休日にきつい仕事で働かせておいて、その見返りというか、代償が振替の休日を与えるのが基本となっているみたいです。

アンケート調査を読んだところ、私はそういう読み方をしてしまったのですが、これは違うのではないかなと。

もちろん、人によっては、休日出勤の手当をもらうよりも、振替休日の方がいいという方もおられるかもしれないけれど、明け方3時、4時まで働いて、その数時間後にまた月曜日の出勤をしなければならないというのはきついですから、有給休暇を消化する形で休んでもらって、手当はちゃんと出すべきじゃないかと私は思います。

【上野委員長】

ありがとうございました。

樋口先生がおっしゃられた、本当に振替休日だけで、時間外勤務手当は出ていないのですか。

【木下熊本市選挙管理委員会事務局副事務局長】

基本的には、時間外勤務手当を支給しています。振替希望の協力も求めているところです。

【上野委員長】

私自身の意見を言う前に、外から見ておられて、竹田委員はどのような風を感じていらっしゃいましたか。

【竹田委員】

私は途中途中の審議、議事録等も見させていただいておりました、最後の答申書も事務局からいただいて、県の選挙管理委員会にも報告させていただいております。

見させていただいた中では、投開票事務の流れを非常に丁寧に検証されているという印象を受けました。

これだけ検証されても結果が、原因がわからないというところは、本当になぜなのだろうという気持ちが一番正直なところでした。

最後に改善策をいくつか出されていましたが、県選管としても、職員の研修ですとか、意識改革ですとか、そういったところについては、是非一緒になって協力させていただきながら、進めていきたいと思っていたところです。

【上野委員長】

ありがとうございました。

議会での質疑については、これで終わっていますが、質疑の中である程度解明できなかった部分について引き続き期待するような言説に関するものと、もう一つは、私たち答申するときにも宿題として注文したところですが、携わられた職員さん方への無記名アンケートについてです。残念ながら結構な数の回答が事務に従事された職員さんからありませんでした。

なぜかわからないけれども、さっきの25%ではありませんが、こんな重要な事態のときに皆さん方の経験や気づきを伺っているのに、どうして回答しないのだというような気持ちが、正直委員としてはありました。

新たな事実がない限り、これ以上解明は難しいということは、小島先生に法律の制限その他のことも伺って、そうだろうなと私も納得しましたし、現実には何が起きたかについても、どこかで紛失しているのは間違いないわけですが、事務上のミスは低いということについてまでは解明できたと思います。

これ以上何か新しい解明する要素が出てくれば、引き続き、これについても更にバージョンアップした議論ができるのかもしれませんが、この委員会としてはやれることについては精一杯やったのが結論かなと思いますので、結論については変える必要がないかなと考えます。

ただ、引き続きアンケートについては、もう一度携われた方で回答されていない方、自覚されているでしょうから、是非、職員の良心に訴えて、職員には100%回答していただくというのが、熊本市職員としての正しい姿勢かなという風に期待したいなと思いま

す。

報告事項については、以上で宜しいでしょうか。
先生方、何か加えることがありましたら、どうぞ。

【西村委員】

また、元に戻るかもしれませんが、投票所の事務に携わった人、そして引き続き開票所の事務に携わった人が6名という報告がありましたよね。

やっぱり両方は大変ですから、分けていただけるとどうだろうかと思います。大変きついです。

【上野委員長】

ありがとうございました。

今の件については、これまでの委員会でも西村委員から何度も御発言いただいているので、これからの改善策を考えられるときに、是非、御配慮いただければと思います。

それでは、議題に進みたいと思います。

4 議題

(1) 熊本市で発生した過去の選挙事務ミスのさらなる再発防止策について

【上野委員長】

「議題(1) 熊本市で発生した過去の選挙事務ミスのさらなる再発防止策について」ということです。

先般、事務局と打合せさせていただき、今回、次回、その次の3回目で全体的なこれまでの熊本市の選挙事務に関して、改善点等を検討する機会を持ちたいと思っています。

今日実態を説明いただいて、理解して、持ち帰り、次回、それについて意見交換をして、3回目位でそれを答申にまとめる、提案を厳選していくというような流れになるのではと思っています。

今日は5時を目途に会議を進めようと思っておりますので、残りの時間は事務局からの御説明が多くなるかもしれませんが、そのあと、時間が残れば説明に対する御質問を受けながら、5時には終わりたいと思います。

事務局から説明を宜しく願います。

【中原熊本市選挙管理委員会事務局副事務局長】

それでは、過去の事案について御説明させていただきます。

「熊本市で発生した過去の選挙事務ミスのさらなる再発防止策について」という資料の2ページを御覧ください。

事例が8番までありますが、続けて御説明させていただきます。

事例Ⅰ 入場整理券の期日前投票用宣誓書部分の記載誤り（市選管）

令和元年7月21日執行 参議院議員通常選挙

事例Ⅰです。入場整理券の期日前投票用宣誓書部分の記載誤りが、令和元年（2019年）7月21日に行われました参議院議員通常選挙において、市選管で発生しております。

まず、発生と経過ですけれども、令和元年（2019年）7月3日午前、北区の選挙人の方から北区選管に電話で問い合わせがあり、「入場整理券の期日前投票用宣誓書の住所記入欄に、北区ではなく中央区と記載してある」との御指摘があったものです。

市内の全選挙人へ郵送しております圧着式はがきの入場整理券(資料Ⅰ)のうち、北区の選挙人へ郵送分のみ、入場整理券の期日前投票宣誓書の住所記入欄に区の名称、本来は「北区」と記載すべきところ、誤って「中央区」と印刷したことが判明したものです。

原因としては、印刷前に行う校正（文字等の確認と修正）の際、印刷業者へ修正依頼していない部分の文字が変更されていた（北区→中央区）ものです。依頼していない部分であったので、文字の変更を見過ごしたものです。印刷の許可を行う最終の校正の際には、依頼した修正部分のみではなく、印刷面の全体を確認する必要があったと考えております。

背景として、印刷前に行う校正において、初校は隅々まで確認しましたが、第2校からは修正部分のみしか確認しておりませんでしたので、修正の指示をしない箇所は変更されていないと先入観があったものです。

分類しますと、市選管の確認不足ということになります。

このときの対応ですが、1点目として、選挙人が持参された入場整理券の誤記載の部分は、期日前投票所において手書き修正等で対応しました。2点目として、市ホームページに誤りの内容を掲載し、北区の期日前投票所に宣誓書記載案内係（臨時職員）を配置し対応しました。3点目が、北区の各自治会の回覧板を利用し、誤りの周知を行ったところです。

再発防止策として、(1)が当時の再発防止策、(2)が今回検討していただく調査検討委員会の再発防止策（事務局案）として御提案させていただいておりますので、事務局案を御説明させていただきます。

印刷時の校正は、職員2人での読み合わせを徹底し、チェックリストで記載事項を確認するというようにしております。最終校正については、修正箇所のみではなく、必ず全ての記載事項を複数人で確認し、確認者の署名を付し、責任の所在を明確にするという事務局案を作成しております。

次の3ページが間違った宣誓書の部分です。赤い枠で「中央区」を囲んでおりますが、本来は「北区」と記載すべきだったものです。

現在は、区名を記載せず空欄とし、「〇〇区」という表記にしております。

事例2 期日前投票者数（中間報告）の県への誤報告（中央区、西区、南区選管）

令和元年7月21日執行 参議院議員通常選挙

4ページを御覧ください。

事例2です。期日前投票者数（中間報告）の県選管への誤報告が、中央区、西区、南区選管において、令和元年（2019年）7月21日に行われました参議院議員通常選挙の際に発生しております。

発生と経過ですが、期日前投票状況の県選管への中間報告において、期日前投票者数と在外投票の期日前投票者数を加算する際に、本来加算すべきではない在外投票の在外公館投票の数値も加算した数値を県選管へ報告したため、県集計の期日前投票者総数が誤って新聞報道されたものです。

西区の7月19日の資料を作成した担当者と別の担当者が20日の資料を作成した際、19日の資料の誤りに気付いたものです。その後、市選管に報告し、他区も調べた結果、中央区と南区の誤りにも気付いたものでございます。

①ですが、7月19日（金）20時30分頃、在外投票の期日前投票者数（投票日の2日前現在）を県報告用パソコンへ入力しました。

中央区では、正しい数字は選挙区が2人、比例が2人でしたが、誤って選挙区27人、比例26人と誤報告したものです。

西区につきましても、本来は選挙区0人、比例0人でしたが、誤って選挙区4人、比例4人と誤報告したものです。

7月20日、西区から市選管及び県選管へ報告誤りについて相談があり、対応を協議し、西区から県選管へ修正をお願いしたものでございます。

②についても、同様の内容です。

5ページに移りまして、原因ですが、まず挙げられるのが報告担当者の知識不足、そしてチェック体制の不備があったと考えております。

背景として、区選管がパソコンを使用して行う県への報告は複数の種類があり、期日前投票・不在者投票・在外投票に詳しくない職員が行っていたため、間違いに気付かなかったと考えております。

また、送信した時刻は、期日前投票の終了後、午後8時以降となりますので、他の職員はそれぞれの業務を行っているなど、相談できる職員が少なかったということも挙げられます。

これは、後ほど御説明する事例7と同様の誤りであり、事例7のときに市選管から他区に対して情報共有や注意喚起ができていなかったということも背景にあったと考えております。事例7が事例2で再発した事案です。

分類しますと、区選管職員の知識不足となります。

再発防止策ですが、事務局案を御説明しますと、県への期日前投票者数報告は、区選管の管理職を含めた複数人がチェックしたうえで、市選管が内容を確認した後に行うとしております。

そして、市選管の集計表については、誤りが起きにくい様式へ見直しを行うとしております。

そして3つ目が、区選管の県への報告担当者に対し、在外投票に対する研修を行うとしております。

6ページを御覧ください。在外選挙制度について御説明させていただきます。

仕事や留学などで海外に住んでいる方が、国政選挙（衆議院議員及び参議院議員の選挙）に投票できる制度です。

在外投票ができるのは、日本国籍を持つ18歳以上の者で、在外選挙人名簿に登録（申請必要）され在外選挙人証を持っている方となります。申請主義となっておりますので、申請された方だけということになります。

投票の方法ですが、4つの方法により投票することができます。

(1)が在外公館で行う投票です。アメリカ等の在外公館、領事館等に出向いて投票する方法です。

(2)が郵便等投票です。国外の居住先に熊本市の選管から投票用紙を送って、御自宅に記載された後、熊本市に送り返す方法です。

(3)が日本国内の不在者投票ということで、熊本市の方が日本に一時帰国されていて、東京までは帰ってきたけれども、熊本市には帰ってきていないときです。東京から熊本市の選管に不在者投票の請求を行い、東京都内の選管で投票するという制度があります。

(4)が日本国内で期日前投票や当日投票を利用される制度です。国外に住んでいらっしゃる方が一時帰国して熊本市に帰られ、指定された期日前投票所で投票を行う方法です。

県選管から求められた投票者数は、(4)の一時帰国された方が熊本市で期日前投票された投票者数と、国内の名簿に登録されている方の投票者数の2つを合算したものが求められていましたが、間違えて在外公館で行われた投票などを含めて報告してしまい、投票者数が増えてしまったものです。

8ページを御覧ください。

これが、集計表でして、熊本市では表計算ソフトのエクセルで期日前投票と在外投票を管理しております。できる限り間違いがないよう、見直しを行ったところです。

一番上の水色の部分、中央区は市役所別館、大江公民館、上下水道局、一番下が中央区の期日前投票の合計となり、これが国内の期日前投票です。

下段に在外投票の期日前投票、ここも水色に塗ってありますが、こちらが一時帰国されて期日前投票を行った方の数を計上するとしておりますので、上の段と期日前と下の段の在外の期日前、これを合計した数を県に報告することになります。できる限り分かりやすく、色を付けて修正したものです。

事例3 期日前投票所で不在者投票を受付、不受理扱いとなる（北区選管）

平成31年4月7日執行 熊本県議会議員選挙

9ページを御覧ください。事例3です。期日前投票所で不在者投票を受付、不受理扱いとなったもので、北区選管で発生した事案です。

平成31年（2019年）4月7日の熊本県議会議員選挙の際に発生しております。

発生と経過についてですが、熊本県議会議員一般選挙（熊本市第一選挙区）における北区の市役所14階大ホール期日前投票所において、期日前投票最終日の4月6日（土）午後7時57分頃に10人の選挙人が同時に北区期日前投票所に来所されました。

期日前投票かどうかを確認しないまま、期日前投票管理者が投票所閉鎖時刻間近であったため期日前投票所内に誘導したところ、不在者投票を希望される選挙人であったということが判明しました。

中央区の不在者投票所は、「本庁舎」とは別のビルである「市役所別館自転車駐車場」の8階会議室に設置しており、そこを案内すべきでした。

期日前投票所において、期日前投票管理者が本来受け取ることができない不在者投票を受け取ってしまったものです。

原因ですが、まず、期日前投票最終日の投票所閉鎖時刻間際の来所で、期日前投票か不在者投票かを確認しないまま、期日前投票所内に誘導することを優先させたものです。

午後8時までに投票所内に入れば、午後8時を過ぎても投票させることができますので、まずは投票所内に誘導することを優先したものです。

②ですが、投票管理者が期日前投票と不在者投票の違いを熟知していなかったということが挙げられます。不在者投票制度が分かっていなかったものです。

③として、投票管理者が、区選管に確認するなど、慎重な対応をしなかったことが挙げられます。

通常の期日前投票とは異なる封筒や投票用紙等を持参して投票所に来場されておりましたが、時間的な余裕もなく、普通の投票と違うと感じたら区選管に確認し、対応の指示を受けるべきでした。

分類としては、投票管理者の知識不足となります。

対応としては、住所地の7つの市区町の選管に誤りを連絡し状況を説明、不在者投票用紙等を各選管へ返還し、各開票所で不受理の扱いになったものです。

再発防止策ですが、当時と今回の事務局案は同じとしておりまして、研修マニュアルに記載することと、研修の中で基本的な不在者投票についての周知徹底を図るということにしております。そして、期日前投票の最終日、午後7時40分頃、市役所本庁舎1階の出入口に職員2名が立ち、不在者投票に来られたのか、期日前投票に来られたのか、誘導・案内を行うこととしております。

10ページを御覧ください。

各区の不在者投票所を記載しておりますが、これを期日前投票管理者等に行う研修で

説明しております。

不在者投票に来所される場合は、2種類が考えられます。

まず滞在先で行う投票、東京や大阪等にお住まいの方が熊本市に出張で来られている場合、その場合は中央区、東区、西区、南区、北区、どこの不在者投票所でも投票できますということを記載しております。

次に、18歳に達していない方の投票ということで、中央区にお住まいの方は、中央区の不在者投票所では投票できませんということを記載し、周知を図っております。

下段に枠囲みで記載しておりますが、不明な点があれば、速やかに区選管に問い合わせるなど、適時適切な処理を行うよう周知徹底を図っているところです。

事例4 啓発チラシの記載誤り（市選管）

平成30年7月22日執行 熊本県議会議員熊本市第二選挙区補欠選挙

11ページを御覧ください。事例4です。

啓発チラシの記載誤りが、平成30年（2018年）7月22日に行われました熊本県議会議員熊本市第二選挙区補欠選挙において、市選管で発生しております。

発生と経過ですが、熊本県議会議員補欠選挙（熊本市第二選挙区）（西区・南区）の執行に伴い、作成した啓発チラシ中で、【投票できる方】の「転出」の項目で、「平成30年3月14日以降熊本市（西区及び南区）を転出し」とすべきところ、「平成30年4月13日以降熊本市（西区及び南区）を転出し」と転出日を誤記載したものです。

啓発チラシは、選挙人に投票日、投票できる方、期日前投票所等を知らせるため、選挙時に作成し、ポスティングにより全戸配布しております。

同補選では、西区及び南区の各世帯に7月2日から配布を開始しており、同日夜、市選管事務局の担当者が「投・開票事務取扱要領」を作成している際に、誤記載が判明し、配布を中断しましたが、南区富合町、南区域南町の計約5千世帯に配布済みでした。

原因としては、選挙人名簿は、選挙人が熊本市に転入届した後、定時登録として毎年3月、6月、9月、12月の各月1日で3箇月以上引き続き居住している者、又は選挙時登録として告示日の前日で3箇月以上引き続き居住している者を登録しております。また、転出して4箇月以上経過した選挙人は、定時登録日及び選挙時登録日、また選挙期間中は毎日、選挙人名簿から抹消しております。この補欠選挙において、転出者の投票について考えますと、登録基準日（告示日の前日）は平成30年（2018年）7月12日。転出先の県内市町村の選挙人名簿に登録される可能性があるのは、登録基準日の3箇月前の平成30年（2018年）4月12日までに転入届をした者となります。3箇月の住所要件が必要となりますので、3箇月経過すると、転出された方であっても転出先の名簿に登録されるということになりますので、4月12日までに転出先に転入届をされた方については、転出先の選挙人名簿に登録され、転出先で投票するということになります。そこで、転出先の県内市町村の選挙人名簿に登録されないのは、熊本市を平成30年（201

8年) 4月13日以降に転出した者となるので、チラシにそのように表記したものです。しかし、転出先の県内市町村では補欠選挙を行っておらず、熊本市第二選挙区だけの選挙でした。熊本市の西区と南区だけで行っております。県内のほかの市町村では県議選を行われておりませんでした。県内一斉に県議選が行われているのであれば、選挙人名簿の登録が行われますが、転出後4箇月を過ぎ、選挙人名簿から抹消されるまで、熊本市で投票できることとなりますので、期日前投票の初日(告示日の翌日)7月14日から4箇月前の平成30年(2018年)3月14日が正しい日付となります。選挙人名簿登録要件に間違いはなく、選挙人名簿作成、転出者へのお知らせはがきの作成は正しく行いましたが、啓発チラシ作成時には気づかず、7月2日の時点で記載日違いが判明したものです。

政令指定都市移行後初めての補欠選挙であり、また、選挙人名簿担当との連絡・連携も適切に行えなかったというのが背景にあると考えております。

分類としては、市選管担当者の知識不足となります。

14ページを御覧ください。対応については、誤記載の啓発チラシを配布した世帯には、「お詫びと訂正について」の文書(別紙4-1)をポスティングにより配布しております。また、誤記載を修正した正しい啓発チラシは、ポスティングにより、7月14日までに配布しております。

県内市外転出者で投票できる方には、今までどおり「熊本県議会議員補欠選挙のお知らせ」のはがき(別紙4-2)を郵送したところです。

再発防止策(事務局案)としては、選挙は、国政、県知事・県議、市長・市議等により、選挙人名簿の登録要件(市内転居、県内市外転出、県外転出)等が異なります。市長選、市議選であれば、市外に転出された方については選挙権が無くなりますし、県知事選、県議選であれば、県外転出者については選挙権が無くなるということもありますので、選挙毎に検討し、選挙の種類毎に標準的なマニュアルを作成し、最終的には管理職が確認することにしております。

13ページに掲載しておりますのが、啓発チラシの見本です。

事例5 開票録の紛失(南区選管)

平成29年10月22日執行 衆議院議員総選挙

15ページを御覧ください。事例5です。開票録の紛失という事案が南区で発生しております。

平成29年(2017年)10月22日に行われました衆議院議員総選挙で発生した事案として、発生と経過ですが、衆議院議員総選挙の小選挙区選挙熊本県第2区の南区内の開票作業を、平成29年(2017年)10月22日(日)午後9時30分から富合小学校体育館開票所にて行い、同日午後11時38分に小選挙区の開票が終了後、「衆議院議員小選挙区選出議員選挙熊本県第二区熊本市南区開票録」を作成し、その後保管しているものと思い込んでいたところです。しかし、翌23日(月)午前9時30分頃に、南区選

管職員が小選挙区の開票録がないことに気づき、開票所、運搬車両、機材、南区役所等をくまなく探しました。また、開票録が作成された時点から紛失に気づくまで時系列に関わった人物や事務の内容について検証を行い、搜索を徹底的に行いましたが発見できなかったものです。

原因につきましては、10月22日（日）午後11時45分頃に開票録を作成し、開票管理者及び開票立会人から署名及び印鑑を徴取後、担当職員がファイルに保管しておりましたが、翌23日（月）午前0時40分頃に投票点検台に並べられた有効投票用紙と無効投票用紙を大封筒に封入する際に、ファイルから開票録を取り出し小選挙区の有効投票数と無効投票数を記載し、同様に比例代表、国民審査についても記載を行いました。その後、担当職員がファイルに保管すべきところ、投票点検台に小選挙区のみ開票録を置き忘れていたため、開票終了後の開票所撤去作業中に紛失したものです。

背景として、区選管の担当者が、開票録の重要性は認識しておりましたが、他の業務も行っていたため、適切な管理ができなかったということが挙げられます。

分類としては、区選管担当者の確認不足となります。

対応としては、10月24日（火）午後、開票立会人4名に紛失をお詫びするとともに、開票録の再作成について御説明し、開票録と開票結果集計表を用いて候補者の得票数、有効投票数、無効投票数等を確認、開票録が正しく再現されていることについて了解され、再度署名、押印を行い、再作成したものです。

16ページを御覧ください。

再発防止策（事務局案）ですが、市選管、区選管で開票事務の実務研修を選挙時に複数回実施しており、その中において開票録を実際に作成し、保管方法、移送方法など、本番と同様のリスクも想定した、具体的な現状に合わせた研修を行うということにしております。

そして、開票録専用のケースを購入し、ケース上部に「開票録ケース」と目立つように記載したものを用意する。開票時、開票録を作成したら直ちに区選管の担当職員2名で専用ケースに入れ、厳重に保管する。有効・無効投票数の記載の際には、開票速報（最終）を用い、開票録は使用しないこととする。開票録等の書類を取り扱う担当職員2名は、開票終了後の開票所の撤去作業には従事せず、速やかに区役所に帰庁し、書類の確認、整理及び保管を行うということにしております。

事例6 点字及び音声選挙公報の政党名の誤記載（市選管）

平成27年4月12日執行 熊本市議会議員選挙

18ページを御覧ください。事例6です。点字及び音声選挙公報の政党名の誤記載です。平成27年（2015年）4月12日に行われました熊本市議会議員選挙において、市選管で発生しております。

発生と経過ですが、点字及び音声選挙公報を対象者80名の方に送付しましたが、4月

9日午前、点字の選挙公報を読まれた方から電話で「1人の候補者の政党名に誤りがある」との指摘を受け判明したものです。

原因ですが、点字及び音声選挙公報を業者に委託する際、原稿作成の段階で誤ったデータを渡し、その後も誤りに気づかなかったものです。

対応としては、①正しい点字、音声の選挙公報を作成し、対象者80名の自宅へ職員が直接訪問し、誤ったものを回収、正しいものに差し替えさせていただきました。

そして、②期日前及び当日投票所において、点字投票又は目が不自由なため代理投票の申し出があった場合、個別の対応をとるよう周知徹底を図りました。まず、選挙公報を読んでない（聞いていない）場合は、投票所に備え付けの点字の名簿を渡すか、代理投票を行うこととしました。読んだ（又は聞いた）場合は、最初に送った選挙公報点字版に誤りがあったことをお詫びし、職務代理人又は庶務係が記載台に掲示してある全ての候補者名及び政党名を読み上げるということで対応させていただきました。

背景としては、資料を作成するのが告示日（立候補者受付）後、速やかに行わなければならなかったのに、読み合わせも含めて、十分な確認ができなかったものです。

分類しますと、市選管の確認不足となります。

再発防止策（事務局案）ですが、点字、音声選挙公報の作成を依頼する際は、複数の職員による読み合わせを行い、管理職が最終の許可を行うこととする。また、依頼するデータと元となるデータとの読み合わせを徹底するというようにしております。

事例7 期日前投票者数（中間報告）の県報告への誤報告（南区選管）

平成26年12月14日執行 衆議院議員総選挙

19ページを御覧ください。事例7です。期日前投票者数（中間報告）の県報告への誤報告です。事例2でも同じ事案が発生しておりまして、平成26年（2014年）12月14日に行われた衆議院議員総選挙において、南区選管で発生した事案となります。

このとき、各区選管に十分な周知ができなかったことについて、対応が不十分だったと考えております。内容については、事例2と同じとなりますので、省略させていただきます。

事例8-1 投票集計誤り（小選挙区毎の集計）（市選管）

平成24年12月16日執行 衆議院議員総選挙

20ページを御覧ください。事例8-1です。投票集計誤り（小選挙区毎の集計）が平成24年（2012年）12月16日に行われた衆議院議員総選挙において、市選管で発生しております。

発生と経過ですが、各区から報告された「投票結果」を市選管のパソコンにより集計するシステムを採用し、市全体としての投票結果を発表することにしております。しかし、

衆議院小選挙区選挙の区割りにより9開票区（別紙8-1-1）の開票所があるため、投票録の集計に時間がかかり、22時30分の発表予定時刻になっても発表できない状況でした。23時25分頃に市全体の集計が終了し、投票状況一覧表を作成し発表しましたが、投票集計システムのプログラムミスにより、東区第1区の数字は小選挙区第1区として合算されるべきところ、小選挙区第2区に合算してしまいました。小選挙区第1区と小選挙区第2区の投票者数合計が誤ったままの資料（別紙8-1-2、修正後の表）を配布したところ、この資料を見た報道機関からの指摘により気付いたものです。

原因としては、平成24年（2012年）4月1日の政令指定都市移行に伴い、投開票システムは委託業者により政令指定都市版のパッケージを熊本市仕様への改修が行われました。その後、委託業者は、熊本市仕様等を含む事前テストは投開票日の前日や当日を含め合計4日間行いました。パッケージの動作テストは5つの行政区の投票集計テストを行っていましたが、9つの開票区全ての合算テストまでは行っていなかったため、プログラムの誤りを事前に発見することができなかったという事案です。

この投開票システムの一般市版が、本市において長期安定稼働していたことが、システムへの過信に繋がり、十分な確認を怠ったのも要因と考えております。

対応としては、システム委託業者の担当SEと市選管職員で原因を調査し、プログラムミスが原因と判明しましたので、その場で委託業者がプログラムを修正し、訂正した投票結果を発表しております。

背景として、システム委託業者と市選管との入念な確認作業が不十分であったと考えられます。

分類しますと、市選管の確認不足となります。

再発防止策（事務局案）ですが、投開票集計システムテストにおいて、投開票集計システムに使用するデータは前回選挙の実データ等、検算できるものを使用し、テスト終了後には、投開票システム内部のデータが完全にクリアされていることを市選管及び委託業者の複数人で確認するとしております。

21ページを御覧ください。平成24年（2012年）当時の熊本市衆議院小選挙区地図です。東区は第1区でした。東区だけが分割されておらず、東区以外の区はすべて2つの小選挙区に分割されていました。

中央区及び西区は1区と2区、南区は2区と4区、北区は1区と3区というように分割されており、9つの開票区があり、複雑な開票区となっていた状況もありました。

22ページを御覧ください。投票状況一覧表となります。上の段は行政区毎の集計表で、誤りはありませんでした。下の段が小選挙区毎の集計表で、東区は1区に算入すべきところ、2区に算入するというプログラムミスがあったものです。

事例8-2 投票状況一覧の選挙執行日の記載誤り（市選管）

平成24年12月16日執行 衆議院議員総選挙

23ページを御覧ください。事例8-2です。投票状況一覧の選挙執行日の記載誤りが、平成24年(2012年)12月16日に行われた衆議院議員総選挙において、市選管で発生しております。

発生と経過ですが、23時25分頃に発表した小選挙区選挙の「投票状況一覧表」(別紙8-2、修正後の表)の選挙執行日「平成24年12月16日執行」が、投開票システムテスト時の仮設定「平成24年11月18日執行」の記載のまま公表してしまったものです。

原因ですが、衆議院解散前の11月から12月にかけて各区選管職員に対し、事前の操作研修を複数回行いました。選挙執行日を「11月18日」と仮設定し、テスト及び帳票確認を行いましたが、最後の研修終了時に、委託業者が選挙執行日を本番の12月16日へ修正することを怠ったため、誤った選挙執行日の記載となったものです。

市選管も発表資料について事前に行うべきチェックが不十分であり、誤った記載のまま公表したものです。

再発防止策(事務局案)としては、投開票集計システムテストにおいて、投開票集計システムに使用するデータは、前回選挙の実データ等、検算できるものを使用し、テスト終了後には、投開票システム内部のデータが完全にクリアされていることを、市選管のシステム担当者及び委託業者の複数人で確認、市選管の管理職へ報告するとしております。

24ページを御覧ください。投票状況一覧表の左上に選挙の執行年月日を記載することとしておりますが、月日を誤ったものです。

事例8-3 投票集計誤り(比例代表選挙の投票集計)(北区選管)

平成24年12月16日執行 衆議院議員総選挙

25ページを御覧ください。事例8-3です。投票集計誤り(比例代表選挙の投票集計)が、平成24年(2012年)12月16日に行われた衆議院議員総選挙において、北区選管で発生しております。

発生と経過ですが、北区第1区開票所庶務係(集計を担当する係)が投票録から投票者数を「投票集計パソコン」に入力する際に、「投票者数」を誤って「当日有権者数」を入力したため、集計表には投票率が「100%」と印字され、投票結果の資料(別紙8-3、修正後の表)を配布したところ、この資料を見た報道機関からの指摘により気付いたものです。

原因としては、北区第1区開票所において、庶務係が「投票録」から「投票者数」を読み上げて「投票集計パソコン」に入力する際に、「投票者数」欄を見誤り「当日有権者数」欄を読み上げて入力、入力後の確認も怠ったものです。

帳票において投票率が100%と表示されていたことから、資料を見ただけで直ちに異常と発見されるべきでしたが、市選管も発表資料について事前に行うべきチェックが不十分であり、発表前のチェックを怠ったまま、資料を公表したものです。

背景としては、政令指定都市移行により小選挙区の開票区が9開票区（別紙8-1-1）となり、7開票区増えることになりましたので、開票所で集計を担当していた経験豊富な職員が分散し、それぞれの開票区を担当することになり、帳票等の確認が不十分になったと考えております。

分類しますと、区選管の確認不足となります。

再発防止策（事務局案）ですが、開票庶務係が投票録等を点検確認後、パソコンに投票状況を入力する際は、3人1組でお互いに確認しながら入力を行い、入力後に投票状況集計表を印刷し確認することとし、さらに、別の2人1組により確認作業を行い、2回の確認を行うことにより正確性の徹底を図るとしてしております。また、開票庶務係に、区選管職員を配置し、投票録等の書類の確認、パソコンへの入力・確認作業への指導・確認の徹底を図ることとしております。

事例8-4 当日有権者数の入力誤り（東区選管）

平成24年12月16日執行 衆議院議員総選挙

27ページを御覧ください。事例8-4です。当日有権者数の入力誤りで、平成24年（2012年）12月16日に行われた衆議院議員総選挙において、東区選管で発生しております。

発生と経過ですが、東区の指定投票所において、区選管から提示された在外選挙人の当日有権者数により投票録を作成しましたが、比例代表の男女の数字下1桁に誤記入がありました。開票所で、誤記入のまま投票集計パソコンに入力した結果、投票状況集計の小選挙区選挙と比例代表選挙で、当日有権者数の男女の合計が違う結果が生じましたが、市選管も発表前のチェックを怠ったため、東区選管は誤った資料を発表しました。この資料を見た報道機関の指摘により気付いたものです。

原因につきましては、投票録作成時に記入を間違えた在外選挙人の当日有権者数を「投票集計パソコン」に入力したことが原因であります。投票録の作成、投票パソコンへの入力、投票結果の表の作成の各段階のいずれのタイミングでも区選管のチェックが機能しなかったものです。

政令指定都市移行により小選挙区の開票区が9開票区となり、7開票区増えることとなったため、開票所で集計を担当していた経験豊富な職員が分散し、それぞれの開票区を担当することになり、帳票等の確認が不十分となったことも原因の一つであると考えております。

分類しますと、区選管の確認不足となります。

再発防止策（事務局案）については、指定投票所で投票録作成時に、区選管が作成した在外投票確認用のチェック表（別紙8-4-2、修正後の表）で、投票管理者と区選管職員と一緒に記載内容の確認を行うとしております。また、投票集計システムの在外投票に関する入力作業マニュアルを作成するとともに、開票所での在外投票入力後に、在外投票

確認用のチェック表で、再度、開票庶務と区選管職員が一緒に入力内容の確認を行うとしております。

私からの説明は以上でございます。

【上野委員長】

どうもありがとうございました。

政令指定都市移行後に熊本市の選挙事務で起きたミスの事例ということで、発生原因、防止策（事務局案）について御説明いただきました。

私達に課せられているのは、「熊本市で発生した過去の選挙事務ミスのさらなる再発防止策について」ということですので、それぞれのケースについては参考にさせていただきながら、似たような要因で起きているものもあれば、先の109票行方不明みたいなものと少し似ているのではというものもありましたので、最終的に全体の事例を参考にしつつ、1事例ずつ何か言うのではなく、全体的な改善策についての答申になるのかと思います。

あと10分位ですが、皆様方から御意見、御質問ありましたらお願いしたいと思えます。

小島先生、一番経験御豊富なので、進め方や観点について何か御助言ありましたらお願いいたします。

【小島委員】

一点だけですが、業者発注で指示していないところをミスしたというのがありましたが、業者に原因を究明していると思います。そのへんはどうなのでしょう。こちらが頼んでいないことまでなぜいじたのか。

腑に落ちないというよりも、私も現場の仕事をやってきたものですから、業者が勝手なことをしたとなれば、原因を究明して対応を求めていかなければならないと思います。

選管の最終的な責任で確認しなかったということではありますけども、いずれにしても頼んでいない、要するに指示していないことをやったということはどういうことなのだろうなということは解明したほうがいいかなと、ちょっと思いました。

あとは、意識を持って確認したかにつけるのかなという感じがしますが、事務局で案を出していただいていますので、改めて委員会で検討してみればいいのかと思います。

【上野委員長】

ありがとうございます。

今の御質問については、調べられて、次回どうだったのか御報告ください。

ほかの委員の方々、今後の進め方も含めて、何か御意見等ありましたらお願いします。

【西村委員】

今の説明を聞いておられますと、人的ミスがほとんどですね。

これもやっぱり、そういう事務に携わる人の意識改革といいますか、自分が自治体を背負ってこの事務をやっている気概を持って一所懸命やっていただくと、こういうことはなくなるのではないだろうかと思います。人的ミスが多かったように思いますので。以上です。

【上野委員】

ありがとうございます。樋口先生、いかがでしょう。

【樋口委員】

小島先生の先ほどの意見に乗っかってお話しさせてもらおうと、私も今の報告をずっと聞いていて、民間業者に委託して、小島先生が指摘されたほかに、選挙区の区割りがこのこの、それを全体でもって予備テストしなかったみたいですね、こういう問題が発生したときに市は契約上業者に対してしかるべき賠償請求等を行うなどしたのでしょうか。

【上野委員長】

市側の指示のミスが無くて、納品すべき能力を満たしていないものが納品されたことに対する対応がどうだったのかも調べられて、次回お願いいたします。

竹田委員、何かございますか。

【竹田委員】

今回、事例8まで挙がっておりますけれども、見させていただいて、数値の誤りですか、そういった点は修正ができるところですが、事例3につきましては、実際、投票された方の投票が不受理扱いということになっておりますので、事例3は問題として非常に大きいのかなと思っております。

期日前と不在者投票ということで、非常に分かりにくい部分ですので、研修の徹底というのがやはり重要なのかなと思っております。

【樋口委員】

チェックの仕方で、読み上げという言葉が何箇所か、別々の事例に出てきたと思うのですが、読み上げというのは文字通り声を出して文章を読むことのはずなのですが、失敗事例の中で、本当に声を出していたのだろうか。大昔のJRなんかは必ず安全確認のときに声を出して、指を差してやっていたよ。似たようなことで、こういうチェックというときに、声を出して文章をいちいちずっと読むということを本当にやっていたのかなという、事例報告を聞いて疑問を持ちましたね。

【上野委員長】

色々な確認の方法についてお伝えいただきました。

私も事例を拝見していて思いましたのは、基本的にヒューマンエラーですね。

人間は間違いを犯すものだと思います。でも、私が社会人になって仕事についた頃は、手書きの集計表をそろばんで計算していました。何回か検算をやりますので、自ずと気付くわけです。

最近では分析がよくエクセル表を作りますが、見事に数字がさっと出るので、エクセルの中の計算は合っているものと思ってしまいますね。

マスコミの方の御指摘でミスが判明したということが何件か書いてありましたが、まさに表を読んでいない、100%となるのはおかしいなとか、ここここの数字を見て明らかに間違っているじゃないかという、表を読めば分かるのに全然読んでいないということは、システムに対する信頼性が強いのでしょうかでも、チェック機能を誰も働かせていない原因はやっぱりそこのだろうと思います。

暗算で一桁の所を足してみるだけでもいいのですが、担当者は表全体で不都合な所がないか考えてみる、そういうものもチェックに入るといいのではないかと思ったところでした。

こういう話になると、時間がたくさんかかりますので、今日は事例をお聞きして、次回議論に関するいくつかの論点をそれぞれの委員さんに頭に浮かべていただけたかと思えますので、本格的な意見交換、論点の整理は次回にさせていただきたいと思えます。

あと、私的に熊本市が政令指定都市になって以降の選挙に関する新聞記事を集めてみました。個人的な資料として先生方にお渡ししますので、選挙全般に関する課題についても、お時間があれば見ていただければと思います。

それでは議論はここまでとして、その他事務局から何かありますか。

5 その他

【岡村熊本市選挙管理委員会事務局長】

次回の調査検討委員会のスケジュールについて御説明します。

第6回の調査検討委員会は、7月31日（金）午後2時から、議会棟2階の議運・理事会室で執り行いたいと思えますので、どうぞ宜しくお願いいたします。

【上野委員長】

今回は、7月31日（金）午後2時から、この会場でということでございます。どうぞ宜しくお願いいたします。

では、少し慌ただしい終わり方になりましたけども、本日の委員会の議事については以上とさせていただきます。マイクを事務局にお返しします。

6 閉会

【岡村熊本市選挙管理委員会事務局長】

本日は、政令指定都市移行後に発生した選挙事務ミスの事例8件について、事案の概要と再発防止策（案）を御提示させていただきました。

本日、宿題をいくつかいただきましたので確認等を行い、次回、御報告させていただきます。

本日は長時間にわたり御審議いただきましてありがとうございました。

これをもちまして、第5回熊本市選挙事務における持ち帰り票事案等に係る調査検討委員会は閉会いたします。